

## 申告判断フローチャート～主な収入が給与収入など(公的年金等以外)の方向け～



### <確定申告が必要な主な方>

※下記条件以外でも確定申告が必要となる場合がございます。

詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2022/01/1\\_06.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2022/01/1_06.htm)

#### 1. 給与所得者の方

- 給与収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

#### 2. 年金所得者の方

- 公的年金等の収入金額が400万円を超えている方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

#### 3. 1・2以外の方

- 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える方

#### 4. 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方（申告の義務はありません）

- 給与所得のある方で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で適用を受けていない控除がある方
- 中途退職などにより年末調整を受けていない方
- 公的年金等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていて、かつ、医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を源泉徴収所得税及び復興特別所得税が、申告する所得税額及び復興特別所得税額より多い方

